

## 手軽だが、ややこしい 割賦販売にご注意

# 法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

## 事例

喫茶店を経営している安川さんは孫娘のために月賦でピアノを買い、店の一角に置きましたが、孫娘はピアノよりもスポーツに熱中し、一向に興味を示しません。常連客の一人Aさんにその話をすると「買い取らせてほしい」とのこと。ただ、ピアノ販売業者との契約上問題はないのだろうかと思っただけで、疑問に思った安川さんは宮下弁護士のところを訪れました。

**宮下** 月賦支払いは続きそうですか?

**安川** はい。代金半分以上が残っています。孫娘はすっかりスポーツに夢中で、残念ながらこのままでは宝の持ち腐れ。我が家ではほかにピアノを弾くものもおりませんので、この際お客さんにお譲りしたほうが下取りしてもらい価格よりも得です。

**宮下** まず、このケースで知っておきたい法律が「割賦販売法」と呼ばれるものです。この法律は、法令で指定された商品について月賦支払いなどをする取引を規制対象としています。

**安川** 割賦販売法の適用対象となる商品が指定されているのですね。知りませんでした。  
**宮下** 割賦販売、いわゆる月賦払いは、毎月少しずつ返済することで買主の支払いの負担を軽減するのが目的です。指定商品には長年の使用にも耐え得るもの、すなわち耐久性に優れた商品が多く指定されています。楽器のほかにも自動車や家具、電化製品など、さらに保養施設やスポーツ施設などの権利なども含まれます。

手続きを踏まなければ第三者への譲渡は不可

**宮下** 割賦販売法の大きな目的としては、消費者保護のためのクーリング・オフの制度、すなわち、一定期間、対象の商品について申し込みを撤回したり、購入契約を解除したりすることができるとしている（自動車や消耗品などの例外もあります）ことが挙げられます。しかし、同時にこの法律は、買主に対し、次のような制約も設けています。指定された商品が割賦販売の方法により販売された場合には、売主に対して代金が完済されるまでは、商品の所有権は売主に留保されたものと推定する、と定められています（割賦販売法第七条）。

なぜ、売主への所有権の推定が定められているかというと、通常、割賦販売契約には、代金の支払を担保するため、所有権留保の規定が盛り込まれています。法律により所有権の留保を推定しておくことにより、後日の紛争を回避しようとしているのです。

**安川** なるほど。代金の不払いがあった場合に商品を取り戻せるのであれば、売主は安心して割賦販売契約を締結することができますね。

**宮下** そうですね。ですから安川さんは、ピアノを買った際の契約に所有権留保を排除するような特別な約束がない限り、売主であるピアノ販売店に代金を完済し終わるまでは、勝手にピアノをAさんに転売することはできないのです。転売した場合、売主の所有物を

を勝手に第三者に譲渡することになりますので、場合によっては、横領罪が成立しかねないこととなります。

**安川** ええ!? 横領罪といえは銀行員が無断で顧客口座から現金を引き出して使い込むとかいうイメージだったのですが…。私も同じようなことをしてしまうところだったなんて。でも、何とかしてピアノをAさんに売る方法はないのでしょうか?

**宮下** 当然と言えば当然ですが、以下の手段が考えられます。

- ① 残金を一括返済する。
- ② 安川さんからAさんへ買主の地位を承継させる。

①の一括返済は、割賦販売の特徴である、毎月少しずつ返済すればよいという買主の期限の利益を放棄するという行為です。残金を返済すれば、ピアノの所有権は安川さんに移転しますので、ピアノを自由に譲渡することが認められるわけです。なお、期限の利益は、原則として債務者がこれを放棄することができませんが、期限の利益の放棄により相手方の利益を害することはできないとされています（民法第一三六条第一項、第二項）。

**安川** 期限の利益の放棄によって相手方の利益を害するとはどういう意味でしょうか? 債権者からすれば、早く弁済を受けられるに越したことはないと思いますが。

**宮下** 例えば、借金に利息がつくような場合ですね。債務者が支払い期日より前に返済する場合でも、本来の支払い期日までの利息を支払わないといけません。まあ、現実途中で支払い方法を一括払いに変更するなんてことはあまりないことだとは思いますが。

**安川** なるほど。その場合は債権者も期限により、利息を受ける利益を有していますね。しかし…実際問題として、私には、ピアノ販